

# 養育費の取り決め書面で残していますか？

～養育費に関する公正証書等作成支援事業のご案内～

離婚に際し、子どもの養育費を取り決める時には、書面で残すことが、子どもの権利を守るためにも大切です。大津市では、養育費の取り決めは子どもの大切な権利であると考え、その受け取りを確実なものにするため、公正証書の作成や、養育費の支払いについての調停の申し立てに必要な費用の一部を補助しています。

大切な子どもを守るためにも、ぜひ制度をご利用ください。

こんなときには相談を（離婚前でも大丈夫です）

離婚したあと  
子どもの生活  
が守れるか  
な？



養育費の支払いが  
最近滞りがち...

養育費については  
口約束だけで支払  
われるか不安...

「養育費に関する公正証書等作成支援事業」とは、こんな制度です

## 対象者

大津市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- 作成時点で大津市に居住していること
- 養育費の取り決めに係る経費を負担していること
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- 養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満)を現に扶養していること
- 過去に養育費に関する公正証書等作成支援に関する補助金の支給を受けていないこと

## 対象となる経費

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料(養育費に関する部分のみ)
- 養育費を取り決めるための調停申立に要した収入印紙代、戸籍謄本などの添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

## 補助額

対象経費の全額(上限3万円)

申請の流れは裏面へ↓

## 手続の流れ

### 事前相談

- 母子父子自立支援員に事前に養育費の取り決めについてご相談ください。(要予約)
- 調査同意書をご記入いただきます。

### 公正証書の作成

- 公証役場にて公正証書の作成手続、または家庭裁判所にて養育費を取り決めるための調停を申し立ててください。
- 公証人手数料や調停申請にかかった費用の領収書は大切に保管ください。

### 申請手続

- 公正証書等を作成した翌日から6ヶ月以内に、必要書類(下記参照)を添付の上、交付申請書を子ども家庭課まで提出してください。

### 支給決定 請求手続

- 審査を経て、交付決定通知と交付請求書が送付されます。期限までに交付請求書を子ども家庭課に提出してください。

### 振込

- ご指定の口座に補助金が振り込まれます。



## 必要書類

- 【申請時】
- 交付申請書(事前相談時にお渡しします)
  - 児童扶養手当証書(児童扶養手当を受給している場合。有効期限内のものに限る)児童扶養手当証書がない場合は、本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本(原則交付から1ヶ月以内のもの)
  - 補助対象経費の領収書等(申請者が負担したものに限り)領収書には、領収年月日、領収金額が記載されていることが必要です。
  - 強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書等の正本
  - その他市長が必要と認めるもの( )
- 【請求時】
- 交付請求書(決定通知書と一緒に市役所から届きます)
  - 振込先のわかるもの(通帳の写しなど)

## お問合せ先

市役所



### 大津市母子家庭等就業・自立支援センター

住所：〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所新館7階 子ども家庭課内  
電話：077-522-0220 FAX：077-525-8767

- ◆開庁時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ◆閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)